

## 自己資本の構成に関する開示事項

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（連結）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	平成30年 9月末	平成30年 6月末
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	8,795,967	8,667,502
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,074,053	3,096,968
2	うち、利益剰余金の額	5,856,833	5,652,748
1c	うち、自己株式の額（ ）	16,292	82,213
26	うち、社外流出予定額（ ）	118,626	-
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-
1b	普通株式に係る新株予約権の額	2,555	2,567
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	1,746,036	1,801,206
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	328	335
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	10,544,888	10,471,611
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>			
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	687,357	697,291
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	281,856	285,351
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	405,500	411,940
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1,194	1,472
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 100,047	△ 80,019
12	適格引当金不足額	107,559	83,975
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	62,028	60,434
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	3,360	2,732
15	退職給付に係る資産の額	277,054	272,082
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	8,763	7,465
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-

27	その他Tier1資本不足額	-	-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (口)	1,047,272	1,045,434	
<b>普通株式等Tier1資本</b>				
29	普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	9,497,616	9,426,177	
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>				
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	600,000	597,969
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	238,679	230,102	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	586,630	650,343	
33	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	586,630	650,343	
35	うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,425,309	1,478,415	
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>				
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	0	81,640	
42	Tier2資本不足額	-	-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	0	81,640	
<b>その他Tier1資本</b>				
44	その他Tier1資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	1,425,309	1,396,775	
<b>Tier1資本</b>				
45	Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	10,922,925	10,822,952	
<b>Tier2資本に係る基礎項目</b>				
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	1,002,592	1,001,293
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	53,369	53,920	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	566,383	594,817	
47	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
49	うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	566,383	594,817	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	77,339	76,281	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	77,339	76,281	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	1,699,685	1,726,312	

Tier2資本に係る調整項目			
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	0	0
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	50,000	50,000
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	50,000	50,000
Tier2資本			
58	Tier2資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	1,649,685	1,676,312
総自己資本			
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	12,572,611	12,499,264
リスク・アセット			
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	63,630,215	64,022,210
連結自己資本比率			
61	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	14.92%	14.72%
62	連結Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	17.16%	16.90%
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	19.75%	19.52%
調整項目に係る参考事項			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	768,594	781,422
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	630,574	616,568
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	2,080	1,418
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
76	一般貸倒引当金の額	77,339	76,281
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	92,460	87,380
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	286,495	290,636
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	650,343	650,343
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	84,356
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	813,713	813,713
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-